

[事案 26-27] 解約返戻金支払等請求

・平成 26 年 6 月 11 日 不受理決定

<事案の概要>

昭和 62 年 8 月に契約した変額終身保険 2 件について、保険会社が約款どおりに正当な解約返戻金の計算をしないために解約できないことを理由に、以下①～④の対応を求めて申立てのあったもの。

- ①約款にもとづく正当な計算による解約返戻金の支払い。
- ②保険会社と交渉を開始した日以降の、危険保険料の返還。
- ③同交渉開始日以降、契約者貸付金の元利金にみなし弁済措置を適用すること。
- ④同交渉開始日以降の、支払遅延損害金の支払い。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った。審査の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条 1 項 9 号にもとづき、不受理通知にその理由を明記し、申立てを不受理とした。

1. 申立人のいずれの主張においても、その重要な争点は、保険会社の解約返戻金の算出方法が正当か否か、であると考えられる。
2. しかしながら、本件でこの点について明らかにするためには、約款にもとづく解約返戻金の計算方法を直接の問題とせざるを得ないところ、どのような計算により解約返戻金が算出される商品とするかは、保険業法にもとづく監督当局の個別の認可を前提とした、当該会社の商品戦略・経営に関する事項である。
3. また、当審査会は、保険契約者等の保険契約上の具体的な権利が侵害された場合にこれを救済するための裁判外紛争解決機関であり、監督当局が個別の認可をした解約返戻金の計算方法が正当か否かを検証する機関ではない。